

(遡及) 2回目以降に申請する方向け

令和8年9月1日以前に強制執行等の申立てが決定され、本事業の助成を受けた方については2回目以降の申立て決定日が「令和8年9月1日から1年以内」であれば助成の対象となります。

※3回目の申立て決定基準日も「令和8年9月1日から1年以内」

1

令和8年9月1日
以前の申立て

強制執行

担保権実行

2

助成金の申請状況

申請期間内に申請し
費用の助成を受けた

※未申請の方は期間内に
申請してください

3

養育費確保のため
新たな申立て

助成金の対象となった
①の執行手続きとは
異なる申立てが決定

4

新たな申立ての決定日

決定日がR8.9/1から
1年以内であれば

助成対象